

SSKO No.20

総会議案集

東腎協

東京都腎臓病患者連絡協議会

事務局 東京都新宿区

〒161、電話、
郵便振替口座、
加入者名、東腎協

昭和五十一年二月二十五日第三
SSKO通巻第二百十二号(毎
昭和五十三年二月十三日発行
月曜日・金曜日発行)

便物認可
月曜日・金曜日発行

第六回総会案内

左記の通り第六回総会を、障害者福祉会館において開催します。
会員、家族の皆さん、お誘いのうえご参加下さい。

記

一、日時 昭和五十三年三月二十六日 (日)

一、次第 一時……第六回総会

総会終了後、交流会を開きます。

一、会場 東京都障害者福祉会館

〒108 港区芝5-18-2

☎03(四五五)六三二二/三

△交通 山手線で田町駅下車。

地下鉄都営1・6
号線で三田駅下車。

△駐車場 会館前は無料駐車場の設備があります。

会場への案内図



東腎協第六回総会次第

開会あいさつ

議長団選出

会長のあいさつ

ご来賓のごあいさつ

<報告事項>

活動報告、決算報告、監査報告

<審議事項の提案、討論>

活動方針案、予算案、規約改正案

新役員選出

閉会のあいさつ

総会終了後交流会

目次

第七回総会次第	(2)
活動報告案	(3)
決算報告	(8)
監査報告	(8)
活動方針案	(9)
予算案	(00)
文書発言用紙	(00)
東腎協規約改正案	(03)
現行規約	(04)
△資 料▽		
東腎協五年間の成果	(05)
全腎協国会請願署名募金集計	(07)
福祉タクシ	(08)
53年度東京都予算案	(09)
東腎協加入組織一覧表	(20)

昭和五十二年 度活動報告 (案)

一、はじめに

昨年四月に開催された、第五回総会で、福祉後退、地方財政危機が叫ばれる中での東京都における医療福祉、障害者対策は、「大久保病院の腎不全センターの設置」「付添看護料の差額補助」「身障医療の無料化を内部障害三級(呼吸器、心臓、腎臓)に拡大」「心身障害者福祉手当の増額」「自動車運転教習費の補助」などの予算化(52年度実施)にみられるように、不十分なながらも一定の前進があったことを高く評価しました。

しかし、長びく不況のために、都税収入の伸びが期待できず、地方債の発行、事業用固定資産税を見送られるという困難な財政状況が、一向に改善される見通しが無い現状では、新しい施策の実施を要求することより、今までに実現した諸施策の充実、向上に重点を置いて運動を

進めていくことを確認しました。

そして、重点努力目標として、①早期発見、早期治療体制の確立、②慢性腎炎等の医療費公費負担の実現、③都立総合病院に専門医の配置、④腎移植のための腎センターの設置、⑤経験交流と知識の普及などを掲げて、この一年間活動して来ました。

二、主な活動と成果

(1) 東京都に対する要請

昭和53年度東京都予算案について、まず、衛生局長ならびに民生局長宛に、次の五項目の実現化を要請しました。

①慢性腎炎の医療費を無料化して下さる。

②都立大久保病院に腎移植のできるセンターを設置して下さい。

③各都立病院に透析機械を設置し、夜

主な活動記録

7・4・26	衛生局特殊疾病対策課に要請
5・8	全腎協第七回総会(京都)に役員5名参加
5・14	東難連第二回運営委員会
5・15	第三回患者会代表者会議
5・18	都知事室・衛生局(挨拶)
5・22	山梨県腎友会総会に出席
5・31	第一回役員会
6・2	衛生局特殊疾病対策課
6・4	東難連第三回運営委員会
6・18	地域難病連絡会第五回全国交流会に出席
6・19	第二回役員会
6・27	衛生局長ならびに民生局長宛に「予算案に係る要請書」提出
7・2	東難連第四回運営委員会
7・4	機関誌・東腎協第17号発行
7・14	衛生局、民生局各担当者と予算案について話し合い
7・17	第三回役員会

間透析を実施して下さい。特に、三多摩に透析機械を増やして下さい。

④ 通院交通費を支給して下さい。

⑤ 心身障害者福祉手当の支給対象を内
部障害三級まで拡大して下さい。

これに対する各担当課長の回答が次の
ようにあります。

① 慢性腎炎の医療費無料化について、
今迄に特殊疾病の公費負担の対象に「人
工透析を必要とする腎不全」「悪性高血
圧（悪性腎硬化症）」「ネフローゼ症候
群」などを実施してきましたが、それ以
外の慢性腎炎につきましては、今迄公費
負担の対象とした疾病と比べながら検討
させていただきたいと思えます。

② 通院交通費の支給について「医療手
当（保険適用外費用の補助）」というかた
ちで、予算化に努力したいと思っており
ます。（以上、特殊疾病対策課長）

③ 都立大久保病院に腎移植のできるセ
ンターの設置について「現在都立大久保
病院は、外来診療病棟を増築（55年完成
予定）しており、これが完成すると現在
ある腎不全センターの病床一〇床が二九
床に増床できます。また、ご要望の腎移

植のできるセンターについては、ご承知
の財政事情でありますので、予算化の用
途はありませんが、大久保病院の改築の
際には、実現されるよう努力したいと思
っております。

④ 各都立病院に透析機械を設置する
とともに、夜間透析を実施し、特に三多
摩に透析機械の増設について「都立の綜
合病院には将来人工透析機械を設置（主
として急性腎不全患者用として）するよ
う検討しておりますが、夜間透析の実施に
ついては、国公立病院ともいえること
ですが、公務員の法定員法により医療従
事者といえども増員は大変困難でありま
す。従って民間施設に依存しなければな
りません。また、三多摩につきましても
同様に民間施設に頼らなければならぬ
のが現状であります。（病院管理課長）

⑤ 心身障害者福祉手当の支給対象を内
部障害三級まで拡大について「心身障害
者福祉手当は、本年十月から月五〇〇円
の増額をして、月六五〇〇円にすること
になっております。

現在、三万一千人の支給対象者がかり、
財源が二億円を必要となっておりま

10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	7	
23	22	17	16	15	12	25	24	18	10	29	25	8	25	
全腎協第三回関東ブロッ ク会議に役員五名出席	全腎協第三回定期大会に代 議員として五名参加	都議会各党（予算案要請） 第五回役員会	機関誌・東腎協第18号発行	民生局、衛生局（予算案）	第二回腎臓病医療相談会開 催	全腎協第20回幹事会	第四回役員会	第四回役員会	東難連第五回運営委員会	腎臓提供者登録カード二千 枚を会員に配布、促進に 務める	人工透析患者カードを会員 に無料配布	衛生局特殊疾病対策課 東腎協「入会案内」作成	衛生局特殊疾病対策課 衛生局病院管理課要請	衛生局特殊疾病対策課 衛生局病院管理課要請

ので、これをさらに、三級にまで対象を拡大するとしますと、あらたに約二〇〇億円の財源が必要になりますので、現在の財政事情では大変難しい状況であります。将来は検討しなければならぬと考えております。(福祉課長)

(2) 都議会各党に対する陳情

七月十四日の衛生局、民生局各担当者との話し合いを皮切りに、昭和53年度予算案に関する要請、陳情が役員によって繰り返されて来ました。

また、十月五日には、美濃部都知事宛に「昭和53年度都予算案に関する要望書」を提出し、さらに、十月十七日に都議会各党に対しても同様の要望書を提出し、陳情を繰り返しました。

そして、十二月末に各党が都知事宛に提出した「昭和53年度都予算編成に対する要望書」には、私たちの要望のほとんど(②、③を除く)がとり入れられました。

しかし、さる、一月三十日に内示された「昭和53年度都予算原案」では、都財政危機を理由に、私たちに直接関係

ある新規事業の予算化は、全く認められず、「心身障害者福祉手当の増額1月五〇〇円引上げ(53年10月から)」「久保病院の整備1二億百万円増(外来診療棟増築、腎不全センターの設置)」などにとどまりました。

そこで、一月三十一日には、早速、予算復活接衝のための「昭和53年度都予算復活に関する要望書」を都知事宛に提出すると共に、都議会各党にも、要望書を持って、役職議員に陳情して廻りましたが、二月八日に発表された「昭和53年度都復活予算案」では、再び零査定となり、残念ながら努力が実りませんでした。

(3) 経験交流、知識の普及

機関誌「東腎協」は、予定通り年四回発行され、情報の提供、体験談の掲載などにより、会員相互のパイプ役としての一定の役割を果たしました。

各患者会の情報交換、親睦などを目的とした「患者会代表者会議」は、本年度は三回(第三回、第四回、第五回)開催しましたが、第三回、第四回は、昨年に

10・29	社会党都議団へ予算案要請	11・20	第六回役員会
11・2	都議会自民党へ予算案陳情	11・24	衛生局特殊疾病対策課
11・5	東難連第七回運営委員会	11・26	都知事室(予算案要請)
11・12	共産党都議団へ予算案要請 し議員と懇談	11・26	全腎協第四回学習交流会に 役員および会員九名が参加
		12・3	東難連第八回運営委員会
		12・17	衛生局特殊疾病対策課
		12・18	第七回役員会
53・1・10	都議会自民党、共産党都議 団		
1・12	労働局、民生局、衛生局へ		
1・16	機関誌・東腎協第19号発行		
1・19	都知事室、都議会公明党、 社会党都議団、共産党都議 団へ		
1・22	第八回役員会		
2・31	全腎協国会請願に参加		
2・5	第五回患者会代表者会議		
2・19	第九回役員会		

比べ参加者が少なくその目的を充分に果たし得ませんでした。

しかし、第五回では、三十八名(21の患者会役員、その他)の多くの参加者がありとくに「透析医療費改定についての」議題であったためか、情報交換の場として、大きな役割を果たしました。

また、第三回の会議で出された要望の「人工腎臓患者カードの発行」については、その後の三役会議で検討し「会費納入済会員に対して無料で配布する」ことを決め、五百枚(内シャント用)を希望する会員に配布しました。このことについては、早速、某会員の役に立ったことを機関誌第18号でお知らせしました。

昨年次いで、中野サンプラザにおいて開催された「第二回腎臓病の医療相談会」は、東京医科歯科大学医学部、都立大久保病院の先生方(四名)および(株)東京都医療社会事業協会のケースワーカーの方々(六名)のご協力により、都民の一部の方々ではありますが、その目的を果たしました。

(4) 組織の拡大、その他の活動

昨年度で、三十三であった患者会(腎友会)は、本年度、新たに「南多摩病院腎友会」「目黒駅前クリニック腎友会」「立川クリニック腎友会」「中島病院腎友会(中央区)」「島田総合病院腎友会」などが加入し、三十八となりました。

また、会員数では、細別には減少した患者会もありましたが、とりわけ「ニレ友の会」「織本病院腎友会」「聖友クラブ」などの既成の患者会と個人全員の会員増が目立ち、全体では、昨年度末に七九六名であった会員数が、本年度は、一〇五四名と約32%増加しました。

「腎臓移植問題」については、役員会、代表者会議などで討議されましたが、積極的な運動の取り組みをすることに、意見の合意を得ることができませんでした。

しかし、六月一日から、関東ブロックに「腎臓バンク」が発足したことを契機に、屍体腎移植を容易にする条件づくりのために、より多くの腎臓提供者登録が必要ということで、「腎臓提供者登録カード」二千枚を会員に配布し、会員の家族、親族、友人、知人の方々に、登録を

お願いしていたくよう、取り組みました。その結果、一月末現在の都内の腎臓バンク登録者数は、八九五人となっています。

今年度で、七回目になる「全腎協の国会諸願署名」は、会員皆様のご協力により、一万五千八百四十八名(昨年度、一万一千九百名)となり、募金額では、七割納入にもかかわらず、百四十六万四千六百四十四円(昨年度は、八割納入で、八十六万二千六百二十九円)もの多額を集めることができました。そして、全腎協には、六十二万七千六百九十二円を納入しました。

東腎協が加盟している、東京難病団体連絡協議会(略称・東難連)には、平沢副会長を運営委員に選出しており、平沢氏は、東難連会長(昭和51年6月から)として、中心的な活動をしております。

とりわけ、予算案に関する要請、陳情では、加盟団体の窓口をつとめ、昨年同様積極的な、衛生局、民生局の各担当課および都議会各党関係議員・事務局などに働きかけて、着実に成果を上げ、評

価を高めています。

その他、全腎協第七回総会（京都）、全腎協第四回学習交流会、全腎協第三回関東ブロック会議および全患連第三回定期大会などにも積極的に参加し、とくに関東ブロック会議では、中心的役割を果たしました。

三、今後の課題

以上述べましたように、この一年間活動してきましたが、ここ数年の日常活動は、限られた少数の役員によって支えられているのが現状であります。

こうした現状を改善するためのひとつの方法として、たとえ、経済的に恵まなくても、能力がある方なら誰でも役員をやってもらえる条件（財政的措置）づくりが望まれております。そのためには、募金収入依存を改め、会費収入で經常支出をまかなえる健全財政とするより、会費の値上げを検討する時期にきています。また、会の運営上とくに支障はありませんが、現行の規約は、ほとんどが結成当時（事務局の所在地および会費に関す

る条文は、第三回総会で改正）のままで、条文の内容が多少あいまいな点や不必要なところがありますので、現状に合ったように改正する必要があります。

すでに、新聞紙上でご存知の方が多いかと思いますが、二月一日から院療費が引き上げられました。特に、人工腎臓の技術料が、改定されたことによる「患者へのしわよせ」が危惧されます。

それは、①治療内容の質的低下をもたらす、②患者の社会復帰を一層困難にする、③患者増加にみあがり人工腎臓の増設を抑制する、④人工腎臓の地域偏在を拡大する、⑤患者の生命と生活が危機にさらされるなどの問題が予想されます。

数年前から地方財政危機が叫ばれ、都府政も本年度末で、二千三百五十億円の実質赤字が予想されましたが、自治省の都債の追加起債が許可となり、破産は回避されました。

しかし、都府政危機回避が根本的に解決された訳ではありませんので、今後の行政に対する私たちの切実な要求実現もますます厳しくなることが予想されますが、こと生命にかかわる問題は、厳しく

対処しなければならぬと思います。

また、一方では、数年前から区・市独自で、「難病手当」や「福祉タクシー」にみられるように、難病、障害者の福祉対策が実施されるようになってきました。

こうした成果は、早くから地域の取り組みをしている他団体の運動の結果でありますが、こうした団体との連帯の必要はないにしても、地域的な組織化を検討する必要があります。

東腎協は、一人ひとりのためにあるのです。お互いに手をつなぎ、生きる権利を守るために、頑張らしましょう。



昭和52年度決算報告

(51年2月20日～52年2月15日) 号

	項 目	金 額 (円)	備 備
収入 の 部	前 期 繰 越	1,760,241	
	会 費	2,541,200	
	寄 附 金	654,992	
	雑 収 入	913,692	全腎協国会請願(836,922円)
	合 計	5,870,125	
支 出 の 部	印 刷 費	569,890	機関誌(4回)
	通 信 費	239,304	郵便、電話
	会 議 費	95,440	
	人 件 費	306,600	パート事務局員手当
	旅 費 交 通 費	478,380	役員活動費(交通費、日当)、全腎協總會参加費
	事 務 用 品 費	56,316	事務用品消耗費
	雑 費	6,760	
	事 務 所 管 理 費	60,000	事務所管理費(5,000×12ヵ月)
	備 品 費	183,800	乾式複写機(リコー、スーパー-175,190)
	諸 会 費	1,326,000	全腎協 { 昭51. 46×1200= 55,200 } 昭52. 1,054×1200=1,264,800 }
	小 計	3,322,490	
次 期 繰 越	2,547,635		
合 計	5,870,125		

注) 次期繰越金の内¥1,416,922-(51年度国会請願募金580,000、52年度国会請願募金¥836,922)を特別会計に組入れる。

昭和52年度監査報告

私達は、東京都腎臓病患者連絡協議会の昭和52年度の決算報告書、すなわち現金、金銭出納帳、銀行預金、経費明細書等について監査し、その結果、すべての経理処理手続は公正、妥当と認められた。

昭和53年2月19日

会計監査 武 富 正 治 印
 同 平 谷 良 治 印

昭和五十三年 活動方針(案)

現在国会で審議中の昭和五十三年度政府予算案に典型的に示されるように「受益者負担の原則」、「疾病別の自己責任原理」などの立場から社会保障、福祉施策は大きく後退し、私たち患者をめぐると況は日増しに困難なものとなつてきました。

都財政も史上最大ともいえる危機的状況に直面し、五十三年度予算案では従来からの福祉優先型予算の面目を一応は保つたものの、新規事業はほとんど見送られ、私たちが治療を続け、生活していくうえで必要な切実な要求も実現されませんでした。

一方、二月一日から実施された医療費の引き上げに伴い、透析医療費が大幅に改定され、透析患者に大きな不安を与えています。

こうした状況のもとで、いま私たちは会結成以来営々として築いてきた全ての

努力が失われようとする危機に直面して
います。

このような時こそ全会員が総力を結集して強力な運動を展開し、問題の解決にあたらなければなりません。

こうした状況をふまえて私たちは、本年度の運動目標を次の点におき、その実現のために全会員とともに活動していき
ます。

一、医療供給体制の整備に関する要望

- (1) 都立病院の整備について
 - ① 全ての都立病院に人工腎臓を設置すること。
 - ② 全ての都立病院に腎専門医を配置すること。
 - ③ 都立病院で深夜、夜間透析を実施すること。そのために必要なスタッフを増員すること。
 - ④ 三多摩地区に都立病院を中心として人工腎臓を増設すること。
- (2) 都立総合腎センターを設置すること。
- (3) 検尿、血液検査を普及させること。
- (4) 慢性腎炎患者の実態調査を実施すること。

二、医療費、生活保障に関する要望

- (1) 慢性腎炎患者の医療費公費負担を実施すること。
- (2) 腎臓移植手術に伴う保険外負担について補助すること。
- (3) 外来透析患者の通院交通費を補助すること。
- (4) 福祉手当の増額と支給対象者を拡大すること。
- (5) 都及び関係団体で透析患者を雇用すること

三、組織運営上の問題について

- (1) 第七回総会までに会員数を千五百人とする。
 - ① 未加盟透析患者、未加盟透析病院の個人、団体加盟を呼びかける。
 - ② 透析患者以外の腎疾患者に広く加盟を呼びかける。
- (2) 会員相互の交流をすすめる。
- (3) 腎臓病についての知識普及、啓蒙に努める。
- (4) 東腎協のブロック制採用について検討する。
- (5) 全腎協、関東ブロック各県組織との連携を一層強める。

昭和53年度一般会計予算（案）

（昭和53年3月1日～54年2月28日）

	科 目	金 額	備 考
収 入 の 部	前期繰越金	1,130,713円	
	会 費	2,400,000	@ 2,400×1,000人
	寄 附 金	270,000	
	雑 収 入	50,000	受取利息
	合 計	3,850,713	
支 出 の 部	会 報 費	480,000円	年4回発行
	印 刷 費	96,000	役員会報告、資料など
	通 信 費	250,000	電話、郵便、電報料金
	総 会 費	200,000	議案書、謝礼、設備費、交通費など
	会 議 費	150,000	幹事会、役員会、交流会など
	旅 費 交 通 費	650,000	役員行動費、全腎協総会参加費、ブロック会議参加費
	人 件 費	532,000	事務局員アルバイト代～460,000＝3,500×10日×12月+40,000 臨時アルバイト代～72,000＝3,000×2日×12月
	事務所管理費	120,000	@ 10,000×12カ月
	備 品 費	50,000	事務机、椅子、本棚など
	事 務 用 品 費	70,000	
	雑 費	41,013	弔慰金、見舞金など
	諸 会 費	1,211,700	全腎協分担金……1200×1,000人、身定協会員…5,700 東麗連会費……6,000
	合 計	3,850,713	

1,416,922円は、特別会計として、別途に積立てる。

特別会計支出予定

国会請願行動費	50,000
通 信 費	20,000
雑 費	5,000
合 計	75,000

東腎協規約改正案

第一条(名称・組織)

当会の名称は、東京都腎臓病患者連絡協議会(略称・東腎協)以下当会と略す。とし、全国腎臓病患者連絡協議会(略称・全腎協)に加盟するものとする。

第二条(事務局)

当会の事務局は、東京都区内に置くものとする。

第三条(目的)

当会の目的は、会員相互の親睦、経験交流をはかり、会員の福祉厚生ならびに社会的、経済的諸条件の向上を期するとともに、腎臓病の治療研究、医療体制の充実・向上をめざすものとする。

第四条(会員資格)

当会は、次の会員で構成する。
正会員……東京在住の腎臓病患者会
および患者・家族。
賛助会員……当会の趣旨・目的に賛同

第五条(会 議)

さ れ 九 方
当会の会議は、総会、幹事会および常任幹事会とし、その運営は、合議によるものとする。

第六条(総 会)

総会は、毎年一回開催し全体総会とする。総会では①活動経過報告と決算および会計監査報告の承認②活動方針および予算の決定③規約の改廃④役員の選出⑤その他会務に関する事項等を審議決定する。

なお、文書による発言も認める。

第七条(臨時総会)

会員の三分の一以上の要求があつたときまたは、幹事会が必要と認められたときは、臨時総会を開催しなければならぬ。

第八条(幹事会)

幹事会は、幹事、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計および常任幹事で構成し、常任幹事会から提案された事項およびその他必要事項を審議決定する。決定事項は、次の総会で報告し承認を得る。

第九条(常任幹事会)

常任幹事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計および常任幹事で構成し、総会、幹事会の決定にもとずいて、当会の運営に責任をもつ執行機関であり、必要とき適時開催する。

常任幹事会の活動は、次の幹事会に報告し承認を得る。

第十条(会議の招集)

会議は、会長が招集する。
会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の日時、場所、目的を示して、七日以前に文書で通知しなければならぬ。ただし、緊急止むを得ぬ場合はこの限りでない。

第十一条(議 長)

総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。
2. 幹事会の議長は、幹事のうちから選出する。

3. 常任幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

第十二条 (役員)

当会の役員は、総会で選出し、会長一名、副会長二名、事務局長一名、事務局長若若干名、会計一名、常任幹事若若干名、幹事若若干名および会計監査二名とする。ただし、役員任期は、一年とし兼任はできない。

第十三条 (事務局)

当会の事務を処理するため所要の事務員(職員)または臨時事務員(臨時職員)をおくことができる。

事務員の採用、待遇および勤務に関することは常任幹事会が決定し、幹事会の承認を得る。

第十四条 (運営費)

当会の運営費は、会費、寄附金およびその他の収入によつてまかなうものとする。

第十五条 (会費)

当会の会費は、一人年間二、四〇〇円(全腎協分担金を含む)とする。ただし、事情により、常任幹事会の承認を得て、分割、減額納入することができる。

第十六条 (会計年度)

当会の会計年度は、三月一日から翌年二月末日までとする。

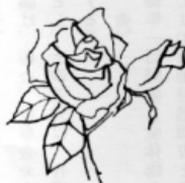
第十七条 (会計監査)

当会の会計監査は、会計年度終了後一カ月以内に会計を監査する。

第十八条 (附則)

本規約は、総会で改廃することができる。

2. 本規約は、総会で議決後直ちに効力を有する。



現行規約

第一条 (名称・組織)

当会の名称は、東京都腎臓病患者連絡協議会(略称・東腎協)以下当会と略す)とし、全国腎臓病患者連絡協議会(略称・全腎協)に加盟するものとする。

第二条 (事務局)

当会の事務局は、東京都新宿区下落合3-15-1 田沼ビル(第二)二階に置くものとする。

第三条 (目的)

当会の目的は、会員の福祉厚生並びに社会的、経済的生活諸条件の向上確立を期するとともに、会員相互の親睦をはかるものとする。

第四条 (会員資格)

当会は次の会員で組織する。

正会員……東京在住の腎臓病患者会
及び患者

賛助会員……当会の趣旨に賛同し九理

解者

医事会員：当会の趣旨に賛同した医

療関係者

第五条（総会）

当会の総会は年一回以上開催し、活動報告、規約改正、活動方針、会計報告、役員選出、その他会務に関する事項を審議する。

議事については、出席会員の過半数の賛成をもって決定する。なお、文書による発言も認めるものとする。

第六条（役員）

当会の役員は会長一名、副会長二名、会計一名、事務局長一名、事務局次長三名、幹事若干名とする。但し、任期は一年とし再任を妨げない。又、顧問もおくことができる。

第七条（役員会）

当会の役員会は通時役員会を開き、その決定をもって会務を行ない、次回の総会で承認を受けるものとする。

第八条（会費）

会員は一人年間二、四〇〇円とする。（全腎協会費も含む）但し、事情により分割、減額納入することができる。

第九条（運営費）

当会の運営費は会員の会費と寄付金によつてまかなうものとする。

第十条（会計監査）

一、当会の会計を毎年一回監査するため二名の会計監査を置き、総会で選出する。

△資料▽

東腎協五年間の成果

日本国憲法第二十五条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

国民は、だれでも生存する権利を持っているが、「金の切れ目が、命の切れ目」と言われていた人工透析の状況の中で、非難な現状を改善しようと、昭和四十六年六月、全国腎臓病患者連絡協議会が結成されました。

出する。

二、監査は役員を兼ねることとはできない。

第十一条（規約改正）

本規約は総会で改正することができる。

当時、東京の患者が主体だったこともあり、国と共に東京都へも運動してありましたが、昭和四十七年にはいつて東京都が七月より「人工透析の医療費助成制度」(同時に「腎不全、ネフローゼ児童の医療費助成」)を実施することになりました。それに影響されたのか、国が十月から腎不全患者を身体障害者と認定、「更生医療の適用」を早める結果となりました。

このように、東京都の福祉行政が、全国的な影響力を持ち、また、実際の施策が地方公共団体を通じて行なわれること

が多いことから、東京都へ直接働きかける必要性を痛感し、昭和四十七年十一月「東京都腎臓病患者連絡協議会」が結成されました。

それ以来五年余、運動を進めてきて、いくつかの成果を挙げてきました。

一、医療費助成

①昭和四十八年四月一日より

「小児慢性腎疾患（通院も）」に医療費助成実施

②昭和四十九年七月一日より

「心身障害者一、二級」の医療費助成（無料化）実施

③昭和四十九年十月一日より

「悪性高血圧（悪性腎硬化症）」に医療費助成実施

④昭和五十一年四月一日より

「小児慢性腎疾患（通院）の医療費助成の年齢制限を十八才未満から二十才未満まで延長

⑤昭和五十一年十月一日より

「ネフローゼ症候群」に医療費助成実施

⑥昭和五十二年九月一日より

「内部障害者三級（呼吸器、心臓、腎臓）」の医療費助成実施

二、福祉手当

昭和四十九年十月一日より

「心身障害者福祉手当」の支給実施（月額五千元）

昭和五十年十月一日 同五百円増額

昭和五十一年十月一日 同五百円増額

昭和五十二年十月一日 同五百円増額（月額六千六百円）

尚、これに区市町村独自で追加、加算する所もあり。

三、その他

昭和五十二年十月一日より

①「付添看護料」の差額補助実施

②「身体障害者運転教習費」の補助実施

主な成果として以上のことがあげられます。

しかし、毎年の活動目標が、初期の頃

から現在に至るまでほとんど同じということを見てもおわかりの通り、未解決の問題が数多く残されています。また、東京都が財政危機に陥っている現在、今までの運動で獲得したいろいろな成果を守り、発展させるため、私たち腎臓病患者が一致団結して、運動をより強力におし進めていかなければなりません。



全腎協国会請願署名募金集計 (53. 1. 31 べ切)

	腎友会名	会員数	署名数	募金額
1	飯橋クリニク腎友会	12	30	2,500
2	池端クリニク腎友会	59	249	5,170
3	エバヲ病院腎友会	13	314	27,000
4	大久保腎友会	2	337	9,940
5	大田病院腎友会	10	110	4,500
6	織本病院腎友会	50	389	43,580
7	北病院腎友会	28	269	20,510
8	杏林医大腎友会	10	140	10,000
9	厚生年金大病院腎友会	12	83	4,000
10	国立王子病院腎友会	45	210	23,100
11	とぶし腎友会	12	437	29,330
12	幸クリニク竹馬会	16		
13	三軒茶屋病院腎友会	129	396	29,005
14	新・新宿クリニク腎友会	15	20	2,000
15	城南クリニク腎友会	15	212	30,900
16	昭和大学院百の会	4	40	5,900
17	人工腎臓・虎門腎友会	22	466	25,500
18	月島サマリア腎友会	10	72	10,920
19	帝京大医学病院腎友会	15	100	8,400
20	東京一済腎友会	10	96	5,000
21	東京共済病院腎友会	3	56	
22	河童病院腎友会	10		
23	豊島中央病院豊生の会	25	30	3,000
24	ニレ友の会	175	5,231	54,034.7
25	西新井病院腎友会	37	350	28,000
26	日本医大附属病院腎友会	6	69	3,000
27	池袋黎明腎友会	6	10	3,500
28	フェニックス会	39	376	33,100
29	東村山康腎友会	39	736	52,696
30	四谷クリニク聖友会	43	373	29,400
31	四谷三和クリニク腎友会	7		
32	佐々木病院腎友会	60	751	29,532
33	両国クリニク腎友会	11	35	2,550
34	立川クリニク親睦会	8	288	34,800
35	南多摩病院腎友会	7	132	10,000
36	目黒駅前クリニク腎研究会	14	16	5,928
37	中島病院腎友会	4	92	6,000
38	島田総合病院わらべの会	6	50	2,870
	小計	989	12,565	1,081,978
	個人社員	108	824	67,685
	都職労社保支		1,622	261,382
	都職労社保支		511	23,338
	不		280	30,231
	合	1,097	15,848	1,464,614

福祉タクシー

区市町村の事業として次の区市が実施しています。利用は当該区、市民に限られています。下肢障害者などの足の確保という意味で実施する地区が急増しています。

実施地区	窓口	対象者	利用券の額・交付等	利用できるタクシー	備考
○板橋区	厚生部福祉課福祉係 板橋2-66-1 964-1111	歩行が困難な次のもの。下肢・体幹機能障害の1～3級・精神薄弱の1～2度 ・脳性マヒ・進行性筋萎縮症・特殊疾病	1枚の単価200円 月平均1人10枚宛 申請により1ヶ月分を交付	東京都個人タクシー協同組合 (デンデンムシマーク) 日本個人タクシー連合会	近日中に実施予定
○練馬区	厚生部福祉課福祉係 豊玉北6-12 993-1111	下肢・体幹機能障害の1～3級	1枚の単価300円 月平均1人10枚宛 申請により1ヶ年分を一括して交付	東京都個人タクシー協同組合 日本個人タクシー連合会	来年度から視力障害者、内部障害者を対象とすることを検討中
○文京区	厚生部福祉課福祉支援係 春日1-16-21 812-7111	下肢・体幹・内部機能障害の1～2級 視覚障害の1級 精神薄弱の1度 脳性マヒ 進行性筋萎縮症 難病(都の指定)	1枚の単価300円 月平均1人2枚宛 申請により、申請月より年度末分までを一括して交付	東京都個人タクシー協同組合 日本個人タクシー連合会	
○小平市	福祉事務所 学園東町17-67 0423-44-1211	聴覚障害を除く1～2級 視覚障害、下肢・体幹機能障害の3級 精神薄弱の1～2度 その他市長が特別に必要と認めるもの	1枚の単価、実費の5割 ただし500円が限度。1ヶ月間1人2枚宛。申請により5ヶ月分をまとめて交付(利用は医療機関への通院に限る)	市内 美王交通 八洲交通 小平交通	
○三鷹市	社会福祉部社会課心身障害者福祉係 野崎3-1 0422-45-1151	下肢・体幹機能障害の1～3級 視覚障害1級 内部障害、老人についてはこれに準ずる者	1枚の単価300円 月平均1人10枚宛 申請により1ヶ月分を交付	・流し利用の場合 東京都個人タクシー協同組合 日本個人タクシー連合会 ・無線予約利用の場合 市内無線タクシー 大田タクシー 本州タクシー	

(注)

1回につき利用券1枚が使用でき、メータから利用券の単価分を差引いた額を支払う。

昭和53年度東京都予算原案（1/30）

	昭和53年度	昭和52年度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
○医療費公費負担	1,681	1,314	367
1. 難病の医療費	575	488	87
対象 28疾病	6,010人	4,995人	
2. 小児慢性疾患医療費	796	550	246
対象 9疾病	9,600人	7,121人	
○血液対策	240	44	196
1. 城北血液センターの建設	201	0	201
豊島区駒込二丁目(都営住宅併存)			
規模 2,000m ²			
工期 53～54年度			
2. 日赤及び献血供給事業団に 対する補助	39	44	△5
○大久保病院の整備	325	124	201
新宿区西大久保			
規模 外来診療棟増築			
内部改修(腎不全センターの設 置)			
工期 52～55年度			

東 腎 協 加 入 組 織 一 覧 表

順	患 者 会 名	〒	連 絡 先
1	飯田橋クリニック腎友会	102	千代田区飯田橋3-11-22東武ビル内
2	池之端腎友会	110	台東区池之端2-1-13池之端クリニック内
3	エバラ病院腎友会	140	品川区東品川2-6-11-910 吉村栄一方
4	大久保腎友会	160	新宿区西大久保1-461 大久保病院内
5	大田病院腎友会	143	大田区大森東4-14-4 大田病院内
6	織本病院腎友会	184	清瀬市旭ヶ丘1-261 織本病院内
7	北病院腎友会	114	北区東十条2-8-5北病院透析室内
8	杏林医大腎友会	185	国分寺市日吉町4-5-2 内藤荘内牧山幸子方
9	厚生大金腎友会	162	新宿区津久戸町23東京厚生年金病院透析室
10	王子病院腎友会	115	北区赤羽台4-17-56 国立王子病院内
11	こぶクリニック竹馬会	162	新宿区戸山町43戸山ハイツ35-221 服部正夫方
12	幸クリニック	164	中野区南台5-27-32 幸クリニック内
13	三軒茶屋病院腎友会	154	世田谷区三軒茶屋1-21-5 三軒茶屋病院内
14	新新宿クリニック	114	北区田端町88 井田弘之方
15	城南クリニック腎友会	153	目黒区上目黒1-3-13 ラインハウス2F城南クリニック内
16	昭和大学病院百合会	142	品川区旗の台1-5-8 昭和大学病院透析室内
17	人工腎臓虎の門会	213	川崎市高津区梶ヶ谷1-1-3 虎の門病院分院内
18	月島サマリヤ腎友会	104	中央区月島1-5-4 月島サマリヤ病院内
19	帝京大学病院腎友会	173	板橋区加賀2-11-1 帝京大学病院内
20	東一腎友会	160	新宿区百人町1-20-16 山田誠方
21	東京共済病院腎友会	153	目黒区中目黒2-3-8 東京共済病院透析室
22	河童中央病院豊生会	116	荒川区南千住5-11-2 南千住クリニック内
23	豊島中央病院豊生会	170	豊島区上池袋2-42-21 豊島中央病院透析室
24	ニレ友の会	173	板橋区中板橋16-6 草間和男方
25	西新井病院腎友会	123	足立区西新井本町5-7-14 西新井病院腎センター内
26	日本医科大学附属病院腎友会	113	文京区千駄木1-1-5 日本医大附属病院腎センター内
27	池袋黎明会	171	豊島区西池袋3-22-13丸栄ビル5F西池袋診療所内
28	フェニックス会	166	杉並区高円寺南1-7-3 山手杉並ビル東高円寺クリニック内
29	東村山康腎会	189	東村山市野町2-24-2 東村山診療所内
30	四谷クリニック聖友クラブ	160	新宿区三栄町6 四谷クリニック内
31	四谷三和クリニック腎友会	110	台東区下谷2-14-3 中島良明方
32	代々木病院腎友会	151	渋谷区千駄谷1-31-5 代々木病院透析室内
33	両国クリニック腎友会	130	墨田区錦糸1-17-4-204都営錦糸アパート成塚俊大方
34	立川クリニック親睦会	190	立川市東町2-5-2三多摩第3ビル3F立川クリニック内
35	南多摩腎友会	192	八王子市戸吹町136 吉原久雄方
36	目黒駅前クリニック腎研究会	141	品川区上大崎2-15-17 目黒駅前クリニック内
37	中島病院腎友会	103	中央区日本橋先町2-2 中島病院透析室内
38	島田総合病院わらべの会	146	大田区池上6-1-19 島田総合病院透析室内

S 53. 1. 31 現在

昭和五十一年二月二十五日第三
SSKO通巻第二百十二号
昭和五十三年二月十三日発行

郵便認可

発行所

東 身 害者団体定期刊行物協会の
世田谷区砧八一二一三 領価百円